

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号	
相模	199 光 1070	令和 4年 7月 29日	平成 26年 3月	NOCCTB32082-1803	
		名		型	式
トレクス		[199] NOCCTB32082			
所有者の氏名又は名称					
所有者の住所					
自動車の種別	用途	自家用・事業用等	車体の形状		
普通	貨物	自家用	コンテナセミトレーラ [041]		
性能気量又は定格出力		燃料の種類	型式指定番号 類別区分番号		
			長 高さ 幅 前軸重 後軸重 全重量 第五輪荷重		
			910 249 189 1410 1400 1450		
有効期間の満了する日		令和 5年 3月 10日			
備考					
[相模], 一時抹消登録 自動車重量税 非課税 [旧自動車登録番号] 富士山103え 204 *保安基準緩和* [認定年月日] 平成24年7月4日 [中部運輸局] 90674 [緩和事項] [004] 車両総重量; [098] 一括緩和 [制限事項] [024] 被けん引自動車の後面には、車両総重量を表示すること。、[068] 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。、[092] 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。、[094] けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。、*けん引車*日野 QRG-SH1EDAG 【その他検査事項】 (1) 最大積載量欄及び車両総重量欄において、					
活卸外は基準内の最大積載量及び車両総重量を、積卸内は基準緩和時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。基準内の第五輪荷重5030KG以上、基準緩和時の第五輪荷重5060KG以上とする。 以下余白					

括弧外は基準内の最大積載量及び車両総重量を、括弧内は基準緩和時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。基準内の第5軸荷重は5030KG以上、基準緩和時の第5軸荷重は5060KG以上とする。

以下各

令 40 74 29

仲孫川運輸支局長



1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を随受人に譲渡して下さい。

與同治五年下